

埼玉県立大学保健センター長選考規則

平成 22 年 4 月 1 日

規 則 第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、埼玉県立大学学則第 15 条の 3 に規定する保健センター長（以下「センター長」という。）の選考等に関して必要な事項を定めるものとする。

(選考の事由)

第 2 条 センター長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- 一 センター長の任期が満了するとき。
- 二 センター長の辞任を学長が理事長に申し出たとき。
- 三 センター長が前 2 号以外の事由で欠員となったとき。

(選考の時期)

第 3 条 センター長候補者の選考は、前条各号に規定する事由により、それぞれ次の期間内に行うものとする。

- 一 前条第 1 号による場合は、任期満了日前 1 月までに選考を完了する。
- 二 前条第 2 号又は第 3 号による場合は、その事由が生じた後速やかに行う。

(センター長候補者の選考)

第 4 条 学長は、本学の医師の資格を有する教授の中からセンター長候補者を選考し、理事長に申し出る。

(任命の手続)

第 5 条 理事長は、前条の規定による申出を受けたセンター長候補者を、センター長として任命する。

(任期)

第 6 条 センター長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の途中でセンター長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第 7 条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 法人成立後最初のセンター所長の任命は、第 4 条に定める手続きを要しないものとし、理事長が行う。
- 3 前項の規定により任命されたセンター所長の任期は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、1 年とする。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。